

## 債 権 譲 渡 届 出 書

年 月 日

県税事務所長  
 沖縄県 自動車税事務所長 殿  
 事務所長

下記の県税の過誤納金に伴う還付請求権を次の者に譲渡したので通知します。

納税義務者 住 所 : \_\_\_\_\_  
 (債権譲渡人)  
※自署による記入  
 氏 名 : \_\_\_\_\_ ㊟

## 県 税 過 誤 納 金

税 目	税 ( 年 月 分 ) ( 課 税 番 号 )	
(自動車税の場合のみ記入) 登録番号	沖 ・ 沖縄	※4月1日現在で記入してください。
納 付 年 月 日	年 月 日	
過 誤 納 金 発 生 理 由	(二重納付 ・ 抹消登録 ・ その他 _____)	

## 県 税 過 誤 納 金 還 付 請 求 書

年 月 日

県税事務所長  
 沖縄県 自動車税事務所長 殿  
 事務所長

上記県税の過誤納金について、債権の譲渡を受けたので還付を申請します。  
 なお、還付金受領後に譲渡人から不服の申し立てがあった場合は、一切責任を負います。

〒

申請人 住 所 : \_\_\_\_\_  
 (債権譲受人) (所在地)  
 氏 名 : \_\_\_\_\_ ㊟  
 (名称)  
 (代表者氏名): \_\_\_\_\_

T E L : ( ) -

受 付 印

申請人 (債権譲受人)  振込先銀行等  ※郵便局への振込はできません。	銀行		支店
	当座 ・ 普通	口座番号	
	(フリカ`ナ)		
	名 義 人		

**(注意事項)**

- 1 納税義務者(債権譲渡人)の押印は、登録している印鑑(実印)で押印し、印鑑登録証明書(写し可)を添付して下さい。
  - 2 二重納付の場合は両方の領収証の写しを、自動車の抹消登録の場合は登録識別情報等通知書の写しを添付して下さい。  
 自動車の抹消登録に伴う還付の場合、抹消登録が完了していないものはお取り扱いできません。
  - 3 譲渡人の氏名・住所に変更がある場合は、戸籍謄(抄)本・住民票(写しで可)等変更の事実が確認できる書類を添付して下さい。
  - 4 債権譲受人が法人の場合は実印(法務局への登記印)を押印して下さい。
- \* 二重納付や抹消登録等を行った日の翌月5日(必着)までに納税通知書記載の県税事務所等へ提出(郵送可)して下さい。  
 提出期限を過ぎたもの、記載事項や添付書類に不備があるもの、印影の不鮮明なものは受付できません。
- \* 債権譲渡人に未納の徴収金がある場合、地方税法第17条の2の規定により、未納の徴収金に充当した後の残額を譲受人に還付します。